

## 令和5年度 歴史・文化を活用したグループ旅行商品造成支援金事業(日帰り)

本県を目的地として旅行行程の一部に貸切バスを利用する旅行を催行する旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

### 【交付対象者（申請を行う者）】

旅行業法第3条の登録を受けている旅行会社

### 【交付要件】

- 以下の要件をすべて満たすこと。
  - 静岡県内の有料入場施設、飲食施設を1ヵ所以上利用する10名以上の団体旅行であること。
  - 静岡県内の歴史・文化資源に係る施設（歴史・文化スポット）を1ヵ所以上訪れること。  
但し(1)とは別の施設であること。
  - 旅行行程の一部に一般貸切自動車運送事業を営するものが有する貸切バスを利用すること。
  - 旅行の出発日が令和5年5月22日以降かつ帰着日が令和6年2月18日以前であること。
- 旅行行程における感染症対策の徹底を行うこと。
- 静岡県及び静岡県観光協会が実施する他の助成制度を受けていないこと  
例) 教育旅行支援金、県内グループ旅行商品造成支援金等  
※全国旅行支援との併用は可。各市町の行う助成制度との併用は可。また、(一社)ふじさん駿河湾フェリーが実施する「駿河湾フェリー バス利用補助」との併用は可。

### 【支援額】

**貸切バス1台につき20,000円**

(※1事業所あたり800,000円を上限とする。)

※同一住所であっても登記上別事業所として登録している場合は別事業所として申請できるものとします。

※事業予算の上限に達した場合は申請を停止いたします。

## ◆交付の流れ◆

## ※電子申請システムをご利用ください。

### ①旅行会社：マイページ登録

会社名、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、支援金振込先口座等をマイページ登録フォームより登録してください。

パスワードは再発行できません。必ずお控えください。

初回のみ登録が必要です。2回目以降の支援金申請においては、②からお進みください。

(教育旅行支援金及び県内グループ旅行商品造成支援金でマイページ登録をした方も②からお進みください。重複しての登録はできませんのでご注意ください。)

### ②旅行会社：支援金申請

旅行出発日の7日前までに申請フォームより交付申請

〈添付書類〉 PDFにて添付

旅行行程表（日時、人数、貸切バス利用区間、有料入場施設・歴史文化施設等が確認できるもの）

### ③協会：支援金申請受理

内容審査後、受理の可否をマイページにて通知します。

不備がある場合にはマイページに修正依頼が届きますので、各自、マイページにて承認ステータスをご確認ください。

### ④旅行会社：変更申請・取下げ

旅行中止やバス台数に変更となった場合は、速やかに修正フォームより取下げ申請または台数変更を行ってください。

### ⑤旅行会社：実績報告・請求

旅行実施後、**10日以内**に報告・請求フォームより実績報告及び請求

期日までに実績報告書の提出がない場合、受理された旅行についても支援金の支払いは行いません。

〈添付書類〉 PDFにて添付

・最終行程表

・バス利用証明書〔様式1〕

・有料入場・食事施設等の利用証明書〔様式2〕または領収書の写し※

※領収書を添付する場合は、但し書きとして参加人数を記載してください

※ツアーが催行したにもかかわらず、天候等やむを得ない事情により有料入場・食事施設等の利用ができなかった場合、有料入場・食事施設等の要件を満たす代替施設等を利用し、利用証明書〔様式2〕または領収書の写しを提出してください。代替施設の利用が無かった場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

### ⑥協会：支援金の支払い

実績報告兼請求受理後、内容を審査し、適当と認めたときは支援金の額を確定し、支払います。

※国内銀行の国内支店にある事業者名義の口座に支払います。

## ◆その他◆

### 1. 「有料入場施設等」「飲食施設」「歴史・文化施設」について

補助要件に掲げる「有料入場施設」「飲食施設等」は以下の考え方に基づき認定。

#### ★「有料入場施設」

- ① 入場料が発生する施設（動物園、博物館、美術館 等）
- ② 体験料が発生する施設（収穫体験、工芸体験 等）

※土産物店は対象外

※減免申請等により入場料、体験料が発生しない場合は対象外となります。

#### ★「飲食施設」

店内食を原則とします。ただし、ミールクーポンを利用した自由食は対象となります。（例：エスパルスドリームプラザや河岸の市でのミールクーポン）

※サービスエリア・パーキングエリア、弁当仕出し屋は対象外

#### ★「歴史・文化スポット」

有料・無料問いませんが、景観鑑賞や食に纏わる施設は含まれません。また、車窓見学も含まれません。

例) 「歴史・文化」に含まれるもの

神社・仏閣・史跡や大河ドラマ館（歴史施設）、博物館や美術館（文化施設）

※歴史・文化に関連したイベント（東アジア文化都市関連イベント含む）訪問を含みます。

例) 三嶋大祭り、河津桜まつり、自治体が協力・後援等するする花火大会

「歴史・文化」に含まれないもの

地元名物の買い物、試食、工場見学

### 2. 申請内容を変更する場合について

原則として、ツアーキャンセルに伴う申請取下げや、バス台数の変更のみ受け付けます。旅行実施日の変更等、その他内容に変更が生じた場合は新規申請が必要です。静岡県観光協会までお問い合わせください。

### 3. 支援金の支払いについて

支援金の申請を受理された旅行についても、旅行実施後 10 日以内に実績報告がない場合、支援金の支払いは行いません。

### 4. 事業停止の判断について

社会情勢等の事由により事業を停止する場合がございます。事業停止をした日以降の申請は停止いたします。また、事業を中止又は停止した場合、申請済であっても事業を停止した日以降、支援金支払の対象とならず、事業者に対して、キャンセル料等いかなる費用も補償しません。

マイページ登録はこちら

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=njsf-lesdtd-4fcff8b7724875e6cde7ad7ae83fcc8a>

支援金申請はこちら（マイページログイン）

<https://area31.smp.ne.jp/area/p/njsf5pfpgp5lfrakh7/FIC8D9/login.html>

**【問合せ先】**

公益社団法人静岡県観光協会

国内マーケティング課：福田・清水

TEL：054-202-5595

Email：kokunai\_1@shizuoka-tourism.or.jp